

厚生労働省職業安定局長、技能協事務局を訪問 ～雇用安定措置実施のための周知啓発の協力要請～

平成 30 年 4 月 26 日、厚生労働省の小川誠職業安定局長ならびに牛島聡需給調整事業課長が当協会事務局に来られ、青木当協会会長に対し、「派遣労働者の雇用の安定を図るための措置に関する要請書」が手交されました（写真）。

小川局長から、本年 9 月 30 日以降、雇用安定措置の実施義務が生ずるので、その適切な履行について、周知啓発の協力要請があり、青木会長から、会員企業に対し、周知徹底に努める旨回答いたしました。

また、この機会に、改正労働者派遣法の施行状況や、派遣事業の現状等について意見交換が行われ、当協会から厚生労働省に対し、悪質な派遣事業者へのコンプライアンスの徹底等をお願いしました。

このたびの要請の概要は、下記のとおりです。

【厚生労働省からの要請の概要】

- 1 平成 30 年 9 月 30 日で、改正労働者派遣法施行後、3 年が経過し、同日以降、個人単位の期間制限の期限が順次到来する。
- 2 1 に伴って、同一の組織単位の業務に継続して、3 年間終業する見込みのある派遣労働者であって、派遣期間終了後も引き続き就業することを希望するものに対する雇用安定措置の実施義務が発生する。
- 3 国会審議等においても、雇用安定措置が適切に講じられるようにするとともに、その業務を逃れることを目的とする雇止めが行われないようにすべき、といった指摘がなされている。
- 4 雇用安定措置の義務を履行していない場合には、許可の取消し等の対象となる。
- 5 技能協においては、会員企業に対する周知・啓発について、特段の配慮をお願いしたい。

[【要請書】はこちら](#)



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03) 6721-5361 FAX: (03) 6721-5362